

議案第六十八号

児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約  
の変更に係る協議について

右の議案を提出する。

令和八年六月十六日

提出者 港区長 清 家 愛

児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約  
の変更に係る協議について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の七第二項の規定に基づき、措置費共同経理課を共同設置する特別区の数を増やすため、別紙の規約により協議を行い、児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の一部を変更する。

（説明）

児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第二百五十二条の七第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第三項本文の規定に基づき、本案を提出いたします。

児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に  
関する規約の一部を変更する規約

児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に  
関する規約の一部を次のように変更する。

第1条中「中野区」の次に「、杉並区」を加える。

附 則

この規約は、令和8年11月1日から施行する。